別紙3「東久留米駅西口昇降施設及び駅西口広場基本設計等委託プロポーザルに係る事業者選定基準書」

番号	審査項目		審査内容	配点
(1)	業務体制	①業務実施体制	ア 本業務の実施に十分な事業規模・組織体制を有しているか	60
			イ 業務を正確かつ遅滞なく遂行するための工夫が、業務実施体制内に盛り込まれているか	
			ウ 本業務について正確に理解した上で、技術士や建築士をはじめ、設計内容に応じた設計技術者の配置がなされているか	
		②業務実績等	ア 本業務に類似する交通事業者協議実績がある、または企画提案書上で調整先との関わり方や協議の方法、合意形成のため調整方法について記載がなされているか	
			イ 本業務に類似する警察協議実績がある、または企画提案書上で調整先との関わり方や協議の方法、合意形成のため調整方法について記載がなされているか	
			ウ 本業務に類似する当課、庁内各部署、事業者の3者による合意形成実績がある、または企画提案書上で調整先との関わり方や協議の方法、合意形成のため調整方法について記載がなされているか	
			エ 駅前広場等における市民参加の合意形成や意見集約を実現するためのイベント等実施実績がある、または企画提案書上で市民等の意見を受け止め、集約するための効果的な提案がなされているか	
			オ 本市昇降施設及び駅西口広場の設計業務と過去実績の親和性があるか	
(2)	業務実施方針	①業務実施方針	・業務の目的と課題を理解しているか	15
		②業務スケジュール	・「東久留米駅西口昇降施設の改築及び駅西口広場の整備に関する方針」5 整備スケジュール(案)に沿ったスケジュールが組まれているか	
(3)	業務内容に関する提案	①全体	ア 東久留米駅西口昇降施設の法的位置づけや本整備に至る経緯を適切に把握し、解決する提案となっているか	85
			イ 基本設計実施後の実施設計、工事施工のスケジュールやコスト等の実現可能性を考慮したうえで、本市の都市計画マスタープランや行政経営ビジョン等本市計画に沿った東久留米市らしさを感じられる提案となっているか	
		②昇降施設、デッキ、駅前広場についての視点	ア 市民や駅利用者の利用しやすさを考慮した施設配置・動線の提案がなされているか	
			イ バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した空間や考え方の提案がなされているか	
			ウ 既存の駅施設や駅舎との調和が取れたデザイン提案がなされているか	
			エ 植栽に関して、樹種や本数に対する考え方において、景観や環境への配慮、管理のしやすさといった観点からの提案がなされているか	
			オ 周辺都市空間との関係性や景観に配慮した提案がなされているか	
			カ 設計プロセスに市民意見の聴取や把握が可能な提案がされているか	
			キ 本整備後、イベント等で駅前広場やデッキを日常的に活用できるための拡張性や柔軟性はあるか	
			ク 歩行者デッキやロータリー内の事故防止の視点から、安全性について考慮した提案がなされているか	
			ケ 歩行者デッキでの夜間の犯罪やロータリー内の交通違反等の違法行為抑止を考慮した提案がなされているか	
			コ 東久留米駅西口昇降施設及び駅西口広場の施設及び設備において、日常的に管理がしやすい提案がなされているか	
			サ 整備計画イメージが市民にとってわかりやすい内容であり、ユニバーサルデザインに配慮したつくりの提案となっているか	
			シ 施工計画案の概略検討において、仮設工事に係る工事ステップについて、費用や期間を考慮した提案がなされているか	
			ス 提案に独自性があるか	
(4)	価格	見積価格	・見積書の合計価格をもとに、下記の式により算出する 価格評価点 ＝ 5〔配点〕×（最低見積価格 ÷ 見積価格） ※小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までの値とする ※最低提案価格とは、各提案者の見積価格のうち最も低い価格のものをいい、提案価格とは、各提案者の見積価格をいう。なお、算出された数値は小数点以下は切り捨てとなる。	20
一次審査　審査委員一人当たり合計				180
(5)	プレゼンテーション		プレゼンテーションの説明内容は、論理的であったか プレゼンテーションの説明内容に説得力があったか プレゼンテーションの説明内容が実現可能性を感じられるものであったか	30
(6)	質疑		質疑において的確かつ明快な回答がなされたか 質疑に対する回答と企画提案書等の間に齟齬はなかったか 質疑と回答の様子からチームワークを感じることが出来たか	30
(7)	情意		提案事業者(担当者等)は本事業に対する取り組み意欲が高く、熱意が感じられたか	10
二次審査　審査委員一人当たりの合計				70